

【別紙 1】

事業計画の概要

《保管のみ行う場合》	
①業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管し、金属商等に売却する。 ・パーソナルコンピューターは買取り後、手作業で解体・選別し、売却する。 ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)） 主な売却先（□□(株)、☆☆(株)） ・保管に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。 	
②取り扱う品目	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号 ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等） 	
《保管及び処分を行う場合》	
①業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管及び処分する。 ・パーソナルコンピューター、携帯電話端末は破砕機で破砕し、金属原料を選別後、売却する。パーソナルコンピューター、携帯電話端末以外は処分を行わず、売却する。 ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)） 主な売却先（□□(株)（パーソナルコンピューター・携帯電話端末）、☆☆(株)（それ以外の有害使用済機器）） ・保管及び処分に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。 	
②取り扱う品目	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号 ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等） 	

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（総括表）

種 類	数 量	設置場所（設置年月日）	処理能力
保 管 施 設	(処理前) ヤード（露天）	①A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日) ②C郡D町2番地 (〇〇年〇月〇日)	①保管量：〇〇〇m ³ ②保管量：△△△m ³
	(処理後) ヤード（露天）	①A市B町1番地 (〇〇年〇〇月〇〇日)	保管量：□□m ³
処 分 ・ 再 生 施 設	破砕機（シュレッダー）	A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日)	3 t / 日
運 搬 機 材	油圧ショベル（リフティングマグネット）	A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日)	—

【別紙 2】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の有害使用済機器の保管施設	処理後の有害使用済機器の保管施設
保管する有害使用済機器の品目	廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
保管施設の所在地	①A市B町1番地 ②C郡D町2番地	A市B町1番地
保管施設の面積	①〇〇㎡ ②△△㎡	□□㎡
保管能力（容量）	①〇〇〇㎡ ②△△△㎡	□□□㎡
囲いの状況	①周囲3面にコンクリート壁（高さ4.5m） ②周囲3面にコンクリート壁（高さ3m）	周囲3面にコンクリート壁（高さ4.5m）

（公害防止対策等）

飛散防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ1.8m）を設置	囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ1.8m）を設置
流出防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。	周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。
地下浸透防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに床面に鉄筋コンクリート（厚さ30cm）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	床面に鉄筋コンクリート（厚さ30cm）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
悪臭発散防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
ねずみの生息及び害虫発生防止措置	①、②ともに週に1度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。	週に1度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。
火災及び延焼防止措置	①、②ともに電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを2.5m離して保管する。速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。	電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを2.5m離して保管する。速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。
有害使用済機器の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	①、②ともに排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

騒音防止措置	①、②ともに営業時間（9：00～17：30）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（9：00～17：30）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
振動防止措置	①、②ともに営業時間（9：00～17：30）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（9：00～17：30）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。
- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の保管に伴って生じた汚水に係るものを含む。

（その他）

受け入れる有害使用済機器の計量を行う設備の概要	台貫（測定できる最大重量〇〇 t） 1台
搬出する有害使用済機器の計量を行う設備の概要	同上
備 考	

【別紙 3】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分又は再生施設）

処理施設の種類	破砕機（シュレッダー）
処分又は再生する有害 使用済機器の品目	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
処理施設の設置場所	A市B町1番地
処理能力	3 t /日 (0.375 t /時間)
操業予定時間	8 時間/日 (9時00分～ 17時00分)
囲いの状況	建屋内に設置

続紙

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分又は再生施設）
（公害防止対策等）

飛散防止措置（汚水に係るものを含む）	建屋内に設置した破砕機で処分する。 あらかじめ機器に含まれる油や液体を除去する。
流出防止措置（汚水に係るものを含む）	同上
地下浸透防止措置（汚水に係るものを含む）	床面：鉄筋コンクリート（厚さ30cm）
悪臭発散防止措置（汚水に係るものを含む）	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
火災及び延焼防止措置	処分施設に投入する前に、電池や油等の処理に適さない物が含まれていないことを連続的にカメラにより監視する。 速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。
有害使用済機器の処分又は再生に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	処分施設から排出される汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
騒音防止措置	破砕機の操業時間（9：00～17：00）外は破砕機を用いた作業を行わない。 防音効果の高い壁を設置する。
振動防止措置	破砕機の操業時間（9：00～17：00）外は破砕機を用いた作業を行わない。 施設に振動防止装置を設ける。
備 考	

（留意事項）

- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた汚水に係るものを含む。

